

裁 決 書

審査請求人



不 作 為 庁 西尾市長 中 村 健

審査請求人が、令和 6 年 7 月 1 6 日に提起した住民説明会不実施に係る審査請求（住民説明会不実施に関する件 令和 6 年度（都）第 1 号、以下「本件審査請求」という。）について次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

- 1 令和 4 年 7 月頃に審査請求人は、都市計画課、保育課及び建築課に対し、西尾上矢田北部土地区画整理組合（以下「組合」という。）が行う工事及び山旺建設株式会社による保育園建設工事について、近隣住民に対する住民説明会の実施、その他現在に至るまで両工事に関して工事施行前に周辺状況の調査をすること等を要望した。
- 2 令和 6 年 7 月 1 6 日に審査請求人は、住民説明会が実施されないこと等要望した事項が行われないことを不作為であるため不服とし、審査請求を不作為庁に対し行った。

審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のとおり主張している。

- (1) 組合及び市は、組合が行った工事と区画整理地内で行われている保育園の建設工事について近隣住民に対する住民説明会を実施すべきである。
- (2) 組合及び市は、工事の施工前に周辺状況を調査すべきであるにもかかわらず、調査を行わなかった。
- (3) 審査請求人を含めた地域住民や市議会議員から、工事に対する振動や騒音に関して都市計画課に改善を申し入れたが、市から組合及び施工業者に働きかけがされなかった。
- (4) 都市計画課は、組合が施工する工事について、苦情の受付、届出の確認、現地調査、行政指導、未然防止の施策検討などを行わず、そのことについて説明もない。
- (5) 市は、組合が施工する工事の認可権者であり、状況の調査等を行う責任があるが、説明も対応もなく、改善策も実施しない。
- (6) 組合は、家屋の損害について一方の補償と賠償を確約しており、憲法に定める平等の取扱いがなされていないが、都市計画課は、監査の役割を担っているがそれを看過している。

理 由

- 1 不作為についての審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第3条の規定により、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者」に限り行うことができるとされている。また、その対象となる不作為とは「法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないこと」をいい、当該審査請求をするためには、前提として処分についての「法令に基づく申請」がなされている必要がある。

ここでいう字句の定義については、行政手続法（平成5年法律第88号）上の定義と同一であるとされ、「法令」とは、同法第2条第1号において「法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び地方公共団体の執行機関の規則（規程を含む。）」をいい、「処分」とは、同条第2号において「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」であり、「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為」をいい、「申請」とは、同条第3号において「法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当

該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているもの」をいう。

- 2 審査請求人は、令和4年7月頃に都市計画課、保育課及び建築課に対し、組合施工の工事及び区画整理地内に予定されている保育園建設について住民説明会を行うことその他種々要望したが、一向に行われないうという不作為があると主張しているものと解される。

- 3 審査請求人がした住民説明会実施の要望は、いずれの住民説明会も行政庁による「直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの」ということはできず、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当しない。

また、その他種々要望した事項についても同様に「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当しない。

したがって、審査請求人が求めている住民説明会を行うこと等についての要望は、処分についての法令に基づく申請に当たらない。

よって、審査請求人は、行審法第3条の規定による不作為についての審査請求ができる者ではなく、不服申立適格を欠くものというべきである。

- 4 以上のことから、本件審査請求は、その前提を欠き不適法であるため、行審法第24条第2項及び第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年8月28日

審査庁 西尾市長 中 村 健

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に西尾市を被告として（訴訟において西尾市を代表する者は西尾市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起できます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として裁決の取消しを求めることはできません。

- 2 上記期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間や、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。